

「方式審査便覧」改訂案に対する御意見の概要及び御意見に対する考え方

番号	御意見の対象	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部の施行及び関係省令の整備等に関する省令の施行に伴う改訂	<p>優先権証明書のオンライン提出及び書面手続（申請）のデジタル化等に伴い、方式事項を明確化するための改訂案であり、ユーザにとり有用であると考えます。</p> <p>実際に書面手続（申請）のデジタル化が開始された後に、ユーザが方式事項について疑義を生じることのないよう、方式審査便覧のうち間違いやすい項目については、御庁ホームページにて注意喚起をお願いしたい。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>電子特殊申請全般における留意事項は、弊庁のホームページ「申請手続のデジタル化について」 (https://www.jpo.go.jp/system/laws_sesaku/shinsei_digitalize.html)にて御案内しておりますので御参照ください。</p> <p>今後、お問い合わせの多い項目や手続の誤りが多い事項について注視の上、適切に運用して参ります。</p>

以上